平成２９年（フ）第６５０号
北海道千歳市青葉５丁目１番５号　第１ロイヤルマンション202号
破産者　山下　一樹
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０７号
札幌市北区篠路町上篠路64番地82
破産者　五十嵐幹太
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５号
群馬県太田市飯塚町1083番地５
破産者　篠崎　典子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４９７号
さいたま市北区宮原町３丁目210番地１　シャルマン５　606号、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目13番22―804号
破産者　萩田　毅
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４１号
横浜市栄区上郷町200番地１　横浜上郷ハイツ101
破産者　高田　竜一
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７０号
横浜市戸塚区名瀬町764番地５　マンション庄田306号
破産者　笠原　右行
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６５号
横浜市鶴見区岸谷４丁目15番12号　鶴見光風台マンション１号館102
破産者　上原　敏彦
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１号
新潟市中央区小張木１丁目10番18号
破産者　吉崎　英雄
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
新潟県上越市南高田町１番７号
破産者　寄木　洋一
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３９号
新潟県妙高市大字関山1702番地２
破産者　米倉　大樹
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４０号
新潟県糸魚川市大字高倉2156番地
破産者　橋立　英二
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１８７号
長野市豊野町蟹沢277番地８
破産者　山田憲治郎
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
長野市豊野町蟹沢277番地８
破産者　山田クミ子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
岐阜県大垣市今町１丁目94番地４
破産者　吉永　孝嘉
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４６９９号
大阪市東住吉区桑津３丁目14―27―302、開始決定時大阪市阿倍野区昭和町５丁目８番25―904号
破産者　橋本　　淳
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７号
大阪市城東区鴫野西２丁目８番34―1405号、前住所大阪府東大阪市若江本町２丁目11番27号
破産者　橋本　崇映
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１９号
奈良県葛城市林堂72―６、開始決定時大阪市西成区南津守４丁目１番70―234号
破産者　和田　　均
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５２号
大阪府東大阪市加納３丁目９番16―406号、開始決定時大阪府東大阪市本庄西１丁目１番10―304号　レジオン東大阪　304号
破産者　サークルＫ東大阪玉串店こと　岩藤　哲也
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部